

公立大学法人横浜市立大学コンプライアンス推進規程

制 定 平成 19 年 4 月 1 日 規程第 121 号

最近改正 令和 7 年 4 月 1 日 規程第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）における、コンプライアンスの推進について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 公立大学法人横浜市立大学職員就業規則に規定する職員

イ 公立大学法人横浜市立大学非常勤職員就業規則に規定する非常勤職員

ウ 法人の契約先の労働者

エ 法人の役員

オ 法人の設置する大学等の学生及び大学院生等

カ ア～エに該当しなくなった後 1 年以内の者

キ その他、特に理事長が認めた者

(2) 内部通報対象行為 次に掲げる行為をいう。

ア 法令（法人における規程、要綱、規則等を含む。以下同じ。）に違反する行為又はそのおそれのある行為

イ 学生、患者、職員等の生命、身体、財産その他の利益に重大な損害を与える行為又はそのおそれのある行為

ウ 公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センターの医療安全管理の適正な実施に疑義を生じさせる行為

エ その他法人の事務事業に係る不当な行為で、法人の利益を失わせ、若しくは法人に著しい損害を与えるもの又はそのおそれがあるもの

(コンプライアンス推進委員会)

第 3 条 理事長は、法人におけるコンプライアンスの推進にかかる制度の実施、運用等について協議するとともに、当該制度の実施状況の点検及び評価を行うため、コンプライアンス推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(内部通報制度)

第 4 条 法人における法令違反行為の早期発見と是正を図るとともに、正当に内部通報を行った職員等（以下「通報者等」という。）を保護し、コンプライアンスを推進することを目的として、内部通報制度を設ける。

(内部通報の方法)

第 5 条 職員等は、自己又は他の職員等が関与する内部通報対象行為が現に行われ、又は行われるおそれがあると思われるときは、別途要綱で定める通報窓口に対し、その旨を通報するものとする。

- 2 職員等は、前項の規定による通報（以下「内部通報」という。）を行う場合には、自己の氏名及び所属の名称（学生、職員以外の者にあつては、法人との関係）、内部通報対象行為の内容、日時及び場所並びに内部通報対象行為が現に行われ、又は行われるおそれのあることを示す証拠の状況等を分かりやすく伝えなければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合にあつては、匿名により内部通報を行うことができる。

（内部通報の処理）

第6条 内部通報があつた場合における調査、告訴及び告発、再発防止のための措置の実施、その他の内部通報の適正な処理について必要な事項は、別途要綱で定める。

（不利益な取扱いの禁止等）

第7条 理事長は、当該内部通報を行ったことを理由として、当該通報者に対し、懲戒その他の不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 理事長は、通報者が内部通報対象行為に関与している場合において、当該通報者に対して当該関与を理由として懲戒処分を行うときは、内部通報を行った事情をしん酌して懲戒処分の種類及び程度を決定するものとする。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第86号）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第19号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。